

BLUE SKY

司法書士法人わかば法務事務所 | 八戸オフィス | 青森オフィス

5月1日改正会社法施行

平成27年5月1日に改正会社法が施行されました。主な改正点は次の通りです。①スクイズアウトのための株式売渡請求制度の創設、②多重代表訴訟制度、③社外取締役・社外監査役の要件の加重、④監査役の監査の範囲に関する登記など、会社法施行後最大の改正と言われています。

公開会社のガバナンス強化に関する改正が多いのですが、中小企業でも関係のある改正も少なからずあります。是非わかば法務事務所までお気軽にご相談下さい。

セミナー講師承ります

セミナー講師をご依頼いたしております。少人数のゼミ形式から大人数のスクール形式まで幅広く対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

<セミナー対応メニュー>

①担保権の基礎概論 ②会社法改正のポイント ③相続・遺言 ④成年後見 ⑤ABLなど、受講の対象に応じたセミナーを開催します。セミナー講師の料金は八戸オフィス・司法書士久保までお問い合わせ下さい。



「寄与分」って何？

相続の相談を受ける時によく耳にすること・・・「父（母）の面倒を見てきたのだから、私が多くもらえるはずだ！」

この主張は、民法の用語でいうと「寄与分（きよぶん）」を主張なされているということになります。寄与分という用語のイメージから同居していたり、食事などの面倒をみていた場合に必ず寄与分に該当すると勘違いされる方が多いかと思いますが、実際は異なります。

寄与分は民法904条の2に規定されており、「共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条（法定相続分）・第901条（代襲相続人の相続分）・第902条（遺言による相続分の指定）までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。」とされています。「共同相続人中に」と書かれているように、いくら貢献したとしても、内縁の妻や事実上の養子など、相続権のない者については寄与分は認められません。

役員の住所変更登記

お忘れではありませんか

株式会社であれば代表取締役、有限会社であれば、取締役の住所は登記されています。住所変更をした場合には、住所を移転した日から2週間以内に変更登記をしなければなりません。この変更登記をしていなければ過料が課されます。相場としては**1年遅れるごとに2万円程度が裁判所から過料として支払いを命じられる**と言われています。この過料は代表者個人に言い渡され、会社の経費にはなりません。住所変更した際にはお早めに変更登記をご依頼下さい。

不動産の生前贈与

ご依頼が増えています

平成27年1月1日より相続税に関する改正がなされ、相続財産から控除される額が大幅に減額されたことから、改正後に相続税が課税される家庭が多くなっています。それに伴い、生前に自己の財産を子供や孫に贈与するケースがあります。また、現在では高齢化社会および医療の発達に伴い、認知症になってしまう方も少なからずおり、判断能力が低下した状態では贈与契約をすることもできません。認知症になった場合には事実上資産が凍結されてしまいます。**次世代が財産を有効活用するために、不動産の生前贈与を希望される相談が多いです。**ただ、贈与の場合には贈与税や不動産取得税などの課税についても注意が必要です。不動産の生前贈与についてはわかば法務事務所へご相談下さい。

寄与分の要件は2つ

第1要件

①被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、②被相続人の療養看護、③その他の方法による「特別の寄与」があったこと

第2要件

被相続人の財産の維持又は増加があったこと

①は被相続人が経営する事業に従事して無償で働いた場合（**家事従事型**）や、被相続人の事業に関する借金を返済した場合（**金銭等出資型**）、②は長期療養中の被相続人の看護につとめ、付添人を雇う必要をなくした場合（**療養看護型**）などがあげられます。ただ、ここで注意が必要なのは「**特別の**」寄与が必要だということです。民法では夫婦間の協力扶助義務や親族間の扶養義務などいろいろな義務を負っているため、その範囲を超えた寄与でなければ、特別の寄与とは言えないということになります。親族関係に基づいて通常期待されるような程度を越える貢献度が必要となります。

特別の寄与の判例上での具体例

特別の寄与と認められた事例

- ①被相続人が死亡するまで25年間にわたり共に家業に従事し、最後まで被相続人と生活を共にして世話をした長男（福岡家小倉支審昭56. 6. 18家月34. 12. 63）
- ②37年にわたり病弱の夫を扶養看護し、夫名義の不動産も専ら自己の収入により購入した妻（山形家審昭56. 9. 30家月34. 5. 70）

特別の寄与と認められなかった事例

- ①長男が父から営業を譲渡された後、店舗部分の拡張や改造をし、父母の死に至るまで同居扶養したとしても、これは営業の譲受けと深い相関関係にあるから、特別の寄与分とはいえない。（和歌山家審昭56. 9. 30家月35. 2. 167）
- ②寄与分は、相続開始時を基準として考慮されるべきであって、相続開始後に相続財産を維持又は増加させても寄与分として評価されない。（東京高決昭57. 3. 16家月35. 7. 55）

寄与分の決定手続

寄与分を定める場合には、遺産分割協議の対象となる相続財産から寄与分を除外しなければなりませんので、遺産分割協議前に具体的な寄与分を決定しなければなりません。寄与分の具体的な額は、原則共同相続人全員の協議によって定められます。ただ、共同相続人間で協議が整わない場合には、家庭裁判所の審判によって定められることになります。また、

寄与分を主張する相続人は、寄与分を定める調停を申し立てることもできます。

<具体例>

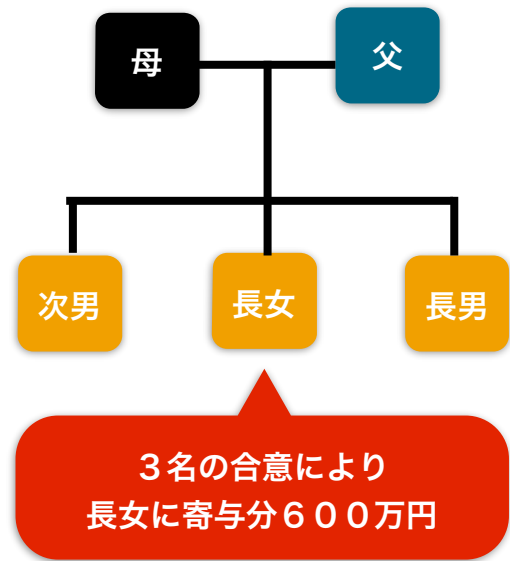
被相続人 父 遺産3000万円（すべて現金）

相続人 長男 長女 次男

長女は、父が脳梗塞で倒れ、介護が必要になった後、介護に専念せざるを得なくなり、15年に渡り同居し介護を続けてきた。この事情を相続人全員が考慮し、父の遺産のうち長女の寄与分を600万円として定めた。従って、遺産3000万円から寄与分600万円を控除した2400万円が遺産分割の対象となる財産となる。その後の遺産分割協議により、父の残した財産は平等に3等分することとなった。具体的な取得額は次のとおり。

長男：800万円 次男：800万円

長女：800万円+寄与分600万円=1400万円



この場合は、相続人間の合意により寄与分が決定されましたが、**この寄与分の額が話し合いで決着できない場合には、裁判で決めることとなります。**

裁判においては条文にもあるように寄与分決定の大きな要素の一つは「被相続人の財産の維持又は増加」となっています。感情的に親を介護した、大変だったというだけでは足りず、**被相続人の財産の維持又は増加を客観的な証拠をもとに立証していく必要があります**、寄与分を求める側としては大きなハードルを越える必要があります。寄与分や遺留分、特別受益など相続を考える上ではいろいろ難しい言葉が出てきます。言葉のイメージと実際にその権利を主張するには雲泥の差があることもままあります。裁判での解決には弁護士の協力が必要になることもあるかと思いますが、その前に、自分の家の相続問題の整理でお聞きになりたいことがあれば、お気軽にご相談ください。（八戸オフィス／久保隆明）

知っておきたい判例解説

= 認知症高齢者が徘徊中に電撃事故に遭った場合の遺族の責任 =

1 どんな事件だったのか？

平成19年12月愛知県で認知症高齢者の男性A（当時91歳）が徘徊中に、線路内に立ち入って列車と衝突し死亡する事故が発生しました。JR東海は遺族（妻B・長男C・二女D・三女E・二男F。※長女は事故前に死亡。）に、振替輸送代、人件費等の合計719万7740円の損害賠償を求める裁判を起こしました。第1審名古屋地裁では、Aの妻Bと長男Cに対して全額の請求を認めました。

妻B（当時85歳）はAと同居し、長男の妻G（Aとは別居）の助けを借りながらAの介護にあたっていました。妻B自身も要介護1の認定を受けており、歩行はつかまれば可能という状態でした。事故当時は、A、妻B、長男の妻Gが在宅していましたが、長男の妻Gが庭でAの排尿した段ボール箱の後始末をし、妻Bが短時間まどろんでいる隙に、Aが自宅から出て行き本件事故に遭いました。名古屋地裁は、妻Bには、Aから目を離さずに見守ることを怠った過失があり、見守っていれば事故は防止できた

と考えられるとして、妻Bには損害賠償責任があるとしました。また、長男Cは、仕事の都合で20年以上Aとは別居して生活していたにもかかわらず、社会通念上Aの事実上の監督者であったと認めることができるとして、長男CはAを監督する義務を負い、その義務を怠らなかったこと又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことが認められない限り、その責任を免れないとして、長男Cにも損害賠償責任があるとしました。

これに対して妻B・長男Cが控訴しました。控訴審である名古屋高等裁判所は、妻Bのみに民法714条に基づく責任を認めましたが、妻Bが長男の妻Gらの補助を得て、Aのために相当に充実した在宅での介護体制を構築していたこと、JR東海により利用客に対する監視が十分になされ、ホーム先端のフェンス扉が施錠されていれば、本件事故の発生を防止することができたと推認される事情もあった等の諸事由を総合的に考慮して、妻Bが損害賠償を負うべき額は損害額の5割に当たる359万8870円とするのが相当と判断しました。



者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」と責任無能力者の監督義務者の責任を定めています。本件の名古屋高裁判決では、「Aの配偶者であるBは、重度の認知症を患って自立した生活を送ることができなくなったAに対する監督義務者の地位にあったものといえることができる」として、妻Bに対する損害賠償請求が認められています。

3 行方不明者1万人

この事件はニュースなどでも取り上げられましたので、知っていたという方もおられると思います。私は最初に名古屋地裁判決の記事を見たときに、損害賠償請求を受けた妻が判決当時91歳と高齢

であったこと、長年別居している長男に損害賠償請求が認められたことに少なからず衝撃を受けました。紙面の都合上、本件における全ての事情をとりあげることはできないのですが、事故で亡くなったAが資産家で多額の相続財産があったことも本件判決の判断の基礎となっているようです。

2 認知症高齢者やその家族の責任は？

民法713条は「精神上的障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。（但書は省略）」と定めています。

本件においてAは認知症高齢者で要介護4の認定を受けており、自分の生年月日を言うことや季節・場所の理解もできない状態、いわゆる責任無能力の状態にあり、A自身が損害賠償責任を負うことはできないと判断されました。

責任無能力者の行為により損害を受けた場合について、民法714条1項は「責任無能力者が責任を負わない場合において、その責任無能力

報道によると、認知症やその疑いがあり行方不明になる人は年間1万人近くに上っているそうです。家族が自宅で認知症高齢者を介護する場合、24時間少しも目を離さず見守ることは困難でしょう。家族だけではなく、地域全体での見守りがこれからますます重要となってくるのだと思います。

認知症高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるためにどうすればいいのか、認知症高齢者などの責任無能力者の行為による被害者をどう救済すればよいのか、非常に考えさせられる判決でした。（青森オフィス/葛西祥子）

事業用借地権とは

私たち司法書士は、顧客から**契約書のリーガルチェック**を依頼されることがありますが、その中でもよく目にする契約として、定期借地権があります。今回のニュースレターでは、定期借地権、中でも**事業用借地権**にスポットを当ててみたいと思います。

土地は貸したら返ってこない

定期借地権とは、平成3年に制定された借地借家法で認められた借地権で、一般的には**「更新されない借地権」**といわれています。

この法律が制定されるまでは、借地権は、一旦契約してしまうと法律上かなりの長期間にわたる存続期間となる上、存続期間が満了した場合でも、地主側から契約を更新をしないという為には**「正当な理由」**が必要でした。契約の当事者が期間を定めていれば、（契約を更新するという合意をしない以上は）期間が満了すれば契約が終了するのが当然です。しかし、借地人は地主に比べると社会的弱者であることが多く、借地人の生活の安定の必要性から借地権を保護する必要があり、借地法では、借地契約は借主が希望する限り、更新されることがむしろ原則であり、それでも地主があえて更新を拒絶する

には「正当な理由」が必要となっています。

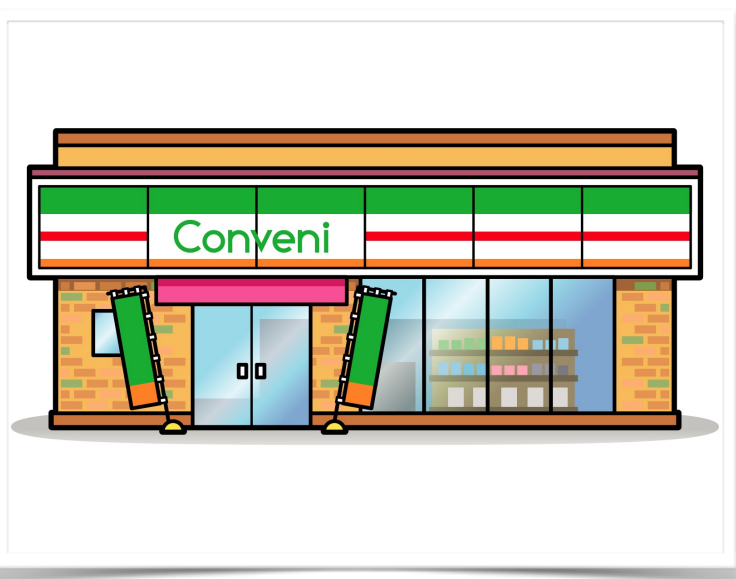
正当な理由とは

この正当な理由とは、地主自身がその土地を使用しなければならない場合、建物がかなり老朽化し修繕費用が多額になってしまう場合など契約が更新されないとしてもやむを得ない相当の理由が要求されています。よく**「立退料」**という言葉聞いたことがあるかもしれませんが、立退料を高額に積んだとしてもそれだけでは「正当な理由」にはなりません。地主にとっては、更新を拒絶することはかなりの高いハードルとなっていたのです。

従って地主としては、「一旦貸してしまうと、一生返してもらえなくなる…」という意

識となり、結果として遊休土地がありながらこれを貸し渋るというような現象が生じていました。一方で借りる側としても、そこまで長期間にわたり借りたいのではなく、「別に更新されなくても構わないので、一定の契約期間だけ借りたい」と考えている場合も多くありました。

そこで、借地借家法では、それまでの「普通借地権」に加えて、更新されない形態の**「定期借地権」**というものを、新たな制度して取り入れたのです。定期借地権には3種類あり、50年以上の期間を定める①一般定期借地権、借地権設定後30年以上経過した日に借地上の建物を地主が買い取るにより借地権を消滅させる約束をする②建物譲渡付借地権、今回のテーマで



ある③事業用借地権があります。

事業用借地権とは

事業用借地権が成立するには、**「もっぱら事業の用に供する建物の所有」を目的**とするものでなくてはなりません。事業の用に供するというと、賃貸マンション・有料老人ホームなども含まれそうですが、居住用の建物は除かれることになっています。また、期間もその範囲が定められていて、平成3年制定の借地借家法では、借地権の存続期間を「10年以上20年以下」の一定期間でなければならないとされていました。そして、この事業用借地権の設定契約は、**「公正証書」**によってしなくてはならないとされていました。

事業用借地権の存続期間の延長されました

定期借地権の立法過程で、事業用借地権で想定した活用は

いわゆるロードサイド店舗（コンビニやレストラン）で、これらの事業期間が短いことから10年以上20年以下になったと言われています。しかし実際には大型ショッピングモール等大規模商業施設での利用が多く出現し、当初想定した活用形態から大きく変わってきています。また、税制上の建物償却期間との不整合の問題が生じ、期間延長の要望が強かったこともあり、平成20年1月1日に借地借家法が改正され、**事業用借地権の存続期間が「10年以上50年未満」となりました。**

いろいろなバリエーション

この改正により、事業用用途での借地権の体系として、①10年以上50年未満であれば「事業用借地権」、②50年以上であれば「一般定期借地権」、③30年以上の借地であり、期間満了時には建物収去を前提としない土地返還をすることができる「建物譲渡特約付借地権」が考えられ、

よりその企業の戦略にあった借地契約を締結することができるようになってます。このように、事業用借地権の存続期間の範囲が「10年以上50年未満」と広がったことから、税法上の建物償却期間との整合が取りやすくなり、RC造のいわゆる強固な建物や中層の建物を借地上に建てることも可能となり、比較的長期の事業展開も借地上でできることになりました。

借地借家契約というものは、地主の思惑、借地借家人の思惑がそれぞれあるものですが、当初の契約を曖昧なものにしてスタートした場合、小さな綻びが長い目でみればトラブルの種になることもあります。借地借家契約は双方の信頼関係が一番重要です。契約締結時には双方が十分に話し合い、内容を理解することが大切です。契約条項などで法的に不明な点がございましたら、司法書士などの法律専門職にご相談ください。**（八戸オフィス／久保隆明）**

BLUE SKYは司法書士法人わかば法務事務所のニュースレターです

八戸オフィス
〒031-0031 八戸市大字番町23
電話 0178-45-1655

八戸商工会議所様 ● 八戸グランドホテル様 ●
●青森銀行様
■ 八戸オフィス
カネイリ様 ●
さくら百貨店様 ● ●ダイワロイネット様

司法書士 行政書士
久保 隆明

青森オフィス
〒030-0862 青森市古川一丁目17-9
電話 017-752-0860

●中三様 新町通り さくら野百貨店様 ●
夜店通り
青森オフィス ■ 青森県庁
●青森銀行様 ●みちのく銀行様

司法書士
葛西 祥子

司法書士2名
スタッフ5名

→不動産登記担当：2名
商業登記担当：1名
裁判事務担当：1名
総務経理担当：1名

**あなたに合った
等身大のアドバイス**